

東かがわ市告示第**111**号

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月9日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年東かがわ市告示第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(訓練給付金の支給申請) 第9条 略 2・3 略 4 略 (1) 訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の13第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。 (2) 略	(訓練給付金の支給申請) 第9条 略 2・3 略 4 支給方法の特例（第5条第1項第2号に規定する者に対する支給に限る。）は、次のとおりとする。 (1) 訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。 (2) 略

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。